

# 議員の定数を2削減

## 「行方市議会議員定数等調査特別委員会」から調査結果の報告がありました。

行方市議会議員定数等調査特別委員会は、本市の依然として厳しい財政状況や、市が進める事務事業の簡素化、また職員の定員・給与の適正化などを受け、議会としても自ら議員定数や議員報酬を検討し、改革を進めていく必要があるため、議員定数及び議員報酬等に関する事項について調査を行うことを目的に、平成29年6月定例会で設置され、計8回にわたって調査検討がなされました。報告内容について要約してお伝えいたします。



### 議員定数について

現行の20人を18人とする

調査の過程では、本市の人口規模や財政状況を基に、全国の議員定数及び報酬に関する調査、県内32市の議員定数、人口、面積、財政規模、常任委員会の運営状況など多角的に調査研究を行い、区長会との意見交換からの要望や市民の声等も考慮しながら検討を行いました。議員定数に関する結論としては、定数削減

については、議会の本旨である民主主義を体現するためには現状を維持すべきとの意見、また議員定数に関する考え方は理解できるものの、議員の定数問題については、全国及び県内他市議会、近隣市議会における削減の現状及び動向、歳出削減の必要性などから、これらに応えていくのが今の議会のあるべき姿であり、議員定数の削減は必要であるとの意見等があった中で、定数18人とする意見、現状維持とする意見、17人

## 次の一般選挙から議員の定数が18人に

報告の後、委員会より、定数を現行の20人を2名削減し、18人とする条例改正案が提出され、全会一致で原案のとおり可決されました。

なお、改正条例の施行は、公布の日から施行し、改正条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用されることとなります。



とする意見、16人とする意見が出されました。これまでの委員会での議論を踏まえ、協議を重ねた結果、本市議会の議員定数は18人が適正であるとの結論に達しました。

## 議員報酬について

### 調査研究にとどめることとする

議員報酬は、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付であり、地方自治法第203条第1項が支給の根拠になっています。

今日、地方分権改革や地域主権改革が進み、自治体経営が複雑・高度化している中、自治体経営の一翼を担う議会の構成員である議員の活動も高度化・専門化しており、他の職をもって議員活動することが非常に困難な状況となってきました。

法的に議員報酬は生活給

ではないとされているものの、現実には議員の専門職化が進んでおり、本来の議会の役割である多様な民意を自治体経営に反映するといった役割を果たしていくためには、ある程度の保障が必要ということがいえます。

本市の現在の議員報酬については、市町村合併前の「町」の議員報酬額に基づいたもので、県内の市町村でも最も低く、全国の市の中でも下位に位置している状況にある議員報酬については、公平な第三者である特別職報酬等審議会の議論に基づき決定することが基本であり、まずは同審議会にゆだね、その答申を踏まえた上で、本市の厳しい財政状況を鑑みて、議会としても判断するべきと考えますが、今回、委員会としては調査、研究までにとどめることといたしました。